

## 飯塚市地域公共交通会議設置要綱

## (目的)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「省令」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に応じた輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、飯塚市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

## (定義)

第2条 この告示において使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

## (協議事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃、料金等に関する事項
- (2) 生活交通のあり方一般に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

## (組織)

第4条 交通会議は、委員30人程度をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体において選出された者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体において選出された者
- (4) 市民代表
- (5) 福岡運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般乗合又は、一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (7) その他市長が必要と認める者

## (任期)

第5条 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の翌年度3月末日までとする。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第6条 交通会議に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を

代理する。

(会議)

第7条 交通会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 交通会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 交通会議において必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第8条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項（法及び省令の規定により交通会議において協議が調うことを要件とする事項その他の重要事項を除く。）を処理するため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、委員17人以内をもって組織する。
- 3 幹事会の委員は、第4条に規定する委員及び第1項に規定する幹事会の所掌事務を遂行するために交通会議が必要と認めた者を委員とする。

(協議結果の取扱い)

第9条 交通会議及び幹事会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第10条 交通会議及び幹事会の庶務は、市民協働部まちづくり推進課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。(平成21年11月5日告示第261号)

この告示は、告示の日から施行する。(平成24年9月14日告示第325号)

この告示は、告示の日から施行する。(平成25年4月1日告示第71号)

この告示は、告示の日から施行する。(平成27年7月13日告示第266号)

この告示は、告示の日から施行する。